

「沖縄ハワイ移民 125 周年記念事業」業務委託企画提案応募要領

1 事業目的

令和7年は、1900年に沖縄からハワイへ最初の移民がわたってから125周年の節目を迎えるため、本事業では、沖縄県とハワイの交流の意義を再認識し、ウチナーネットワークの拡充及び次世代継承を目的として、ハワイと沖縄の両国にて次のような取り組みを行う。

令和7年8月は、ハワイ沖縄連合会と連携して県系人や県系子弟に限らず広く沖縄の伝統芸能を伝える交流事業（芸能指導やワークショップ等）を実施し、令和7年10月は、那覇大綱挽祭り関連イベント等を通じて沖縄およびハワイの自然、文化、歴史、交流について広く県民に紹介する取組を実施する。

2 委託業務の内容

(1) 内容

「沖縄ハワイ移民 125 周年記念交流促進事業」委託業務企画提案仕様書を参照すること。

(2) 実施日

契約日～令和7年12月26日

(3) 契約方法

企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約を行う。

3 事業予算額

6,887,000円（消費税込み）の範囲で見積もること。ただし、この金額が企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には構成員のいずれかの法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を 1 者置くものとし、協定書を提出すること。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (4) 過去 5 年以内に、沖縄県において、国、沖縄県及び公共団体等と海外との交流事業（記念式典、人材派遣等）に関する業務を受託した実績がある者。
- (5) 本業務の実施に際して、正副 2 名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者。
- (6) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

5 応募方法

4の応募資格を満たす者は、以下の書類8部（正本1部、副本7部）を作成し、提出すること。

(1) 企画書提案書等の提出にあたっては、以下の書類を作成し提出すること。

- ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式1】
- イ 会社概要（組織図、業務内容、資格等）・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】
- ウ 企画提案書（積算書、スケジュール、執行体制、実績等含む） 【様式3・任意様式】
- エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】
- オ コンソーシアム構成書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】
- カ 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】
- キ 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ク 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- ケ 直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類

6 提出期限

令和7年5月7日（水）17:00まで（必着）

提出物は、**郵送又は持参**することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は配達記録が残る方法で行うこと。

7 質問、提案書の提出場所

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁5階

沖縄県 文化観光スポーツ部 交流推進課（担当者：知念）

TEL：098-866-2479 / FAX:098-866-2960

E-mail：aa082400@pref.okinawa.lg.jp

8 委託候補事業者の選定（審査の実施）

1次審査として書類審査（資格・内容審査）を行い、応募者の中から3者程度を選定し、2次審査として県に設置する企画審査委員会においてプレゼンテーションを行い、委託業者を決定する。応募者が3者以下の場合、1次審査を通過した全応募者がプレゼンテーションを行うこととする。

2次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

(1) 1次審査 結果通知日 令和7年5月12日(月)予定

(2) 2次審査 (プレゼンテーション)

時間配分は1社あたり30分とし、内訳は下記のとおりとする。

ア 時間配分の内訳

② 企画提案書に基づいたプレゼンテーション 20分

② 委員からの質疑応答 10分

イ 日程

令和7年5月16日(金) 予定※詳細については後日通知

(3) 評価基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 適合性 (事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること)

イ 実効性 (確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること)

ウ 具体性 (提案された内容が具体的かつ効果的であること)

エ 妥当性 (事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること)

オ 総合評価

9 選定方法及び結果の通知

上記の選定委員会において、プレゼンテーション終了後に各選定委員の評価を集計して行う。なお、審査結果の通知は令和7年5月下旬に行う。

10 契約に関する事項

契約は、選定された優先交渉権者と沖縄県との間で協議を行い締結する。ただし、沖縄県と優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 公募から決定までのスケジュール（予定）

(1) 質問受付期間	公告の日～令和7年4月25日(金)12:00まで（必着）
(2) 質問回答日	令和7年4月30日（水）
(3) 企画提案書提出期限	令和7年5月7日(水)17:00まで（必着）
(4) 一次審査結果通知日	令和7年5月12日(月)予定
(5) 委託業者選定委員会	令和7年5月16日(金)予定
(6) 優先交渉権者決定通知	令和7年5月下旬

12 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本国及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成にかかる経費は、各社負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (4) 質問等については、公平性を期し、誤回答等を防ぐため、メールによる質問（様式5による）のみ受け付ける。なお、質問者の会社・氏名等は公表しない。2次審査結果通知は5月下旬を目処に各応募者あてメールで行う。
- (5) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。
- (7) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(8) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部について概算払請求を行うことができる。

〈沖縄県財務規則〉 9 (9) その他留意事項関連

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。